

第105期 定時株主総会招集ご通知

開催日時：平成28年6月29日（水曜日）
午前10時

開催場所：福岡市博多区美野島一丁目2番8号
NTビル 10階大会議室

決議事項：第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

目次

株主の皆様へ	1頁
第105期定時株主総会招集ご通知	2頁
(添付書類)	
●事業報告	4頁
●連結計算書類	35頁
●個別計算書類	39頁
●監査報告書	43頁
●株主総会参考書類	46頁
●会場ご案内図	裏表紙

株主の皆様へ

ごあいさつ

株主の皆様には、平素より格別のご支援・ご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに第105期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業年度に関する定時株主総会の招集ご通知をお送りいたします。

当社は、本年4月に創立85周年を迎えることができました。これもひとえに、株主様ならびにお客様をはじめとする多くの方々のご支援、ご愛顧の賜物であり、心より感謝申し上げます。

株主の皆様におかれましては、今後もより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

平成28年6月

取締役社長 馬場 信哉

会社経営の基本方針

当社は、タングステンの粉末冶金技術をベースに独自の製品開発力と加工技術を駆使し、次世代マテリアルのパイオニアとして事業の発展に取り組んでまいります。

当社の経営理念は、

- 【創 意】・・・「あらゆる変化に対応し新しいものを作り出していく意（こころ）」
- 【誠 意】・・・「私たちをとりまくお客様や地域社会に尽くす意（こころ）」
- 【熱 意】・・・「今日から明日へと絶えず向上をめざす熱い意（こころ）」

この私たちの3つの意（こころ）をもとに、株主、顧客、地域社会と相互に協調し、自然環境との調和をはかりつつ、一層の発展をめざします。

証券コード6998

平成28年6月2日

株 主 各 位

福岡市博多区美野島一丁目2番8号
日本タングステン株式会社

取締役社長 馬 場 信 哉

第105期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度の熊本地震に被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、当社第105期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、何卒ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月28日(火曜日)午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日(水曜日)午前10時

2. 場 所 福岡市博多区美野島一丁目2番8号

N Tビル 10階大会議室

3. 目的事項

報告事項

1. 第105期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第105期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

4. インターネット開示についてのご案内

当社は法令及び当社定款第15条の定めに基づき、次に掲げる事項を当社ウェブサイト（アドレス <http://www.nittan.co.jp/>）に掲載しておりますので本添付書類には記載しておりません。

(1) 連結計算書類の「連結注記表」

(2) 計算書類の「個別注記表」

したがって、本添付書類は、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査役及び監査役会が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.nittan.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(自 平成27年4月1日)
(至 平成28年3月31日)

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における経済環境は、米国では底堅い雇用と個人消費により拡大が続いているものの、中国を中心とした新興国では減速傾向が顕在化しており、不透明感が増しております。また、日本においては新興国経済の減速で輸出・生産面に影響が出ており、日銀のマイナス金利金融緩和策による景気刺激効果が期待されるものの、設備投資等は限定的なものにとどまっております。

このような中、当社グループは、「注力商品の拡大」「新技術・新商品の創出」「ものづくりの強化」を基本方針として掲げ、シェアアップ活動を積極的に展開しつつ、生産効率の改善による原価低減にも継続して取り組むことで安定的な収益の確保に努めてまいりました。

この結果、当社グループの売上高は、衛生用品関連及び産業用機器関連が増加したものの、情報機器関連及び照明関連が減少したほか、海外での電気部品関連が減少したこと等により、前年度比3.1%減の110億2千2百万円となりました。

損益面では、衛生用品関連や電子・電気部品関連が好調に推移したことに加え、生産効率改善への取り組みや、海外の生産体制や製品構成の見直し等により、原価率が大きく改善され、営業利益は前年度比232.0%増の6億7千8百万円となりました。経常利益は、為替差損の計上等により前年度比113.7%増の7億9千5百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年度比62.1%増の6億5千1百万円となりました。

次に、事業の種類別セグメントの概況をご報告申し上げます。

なお、種類別セグメントの金額については、売上高はセグメント間の取引を含んでおり、営業損益は全社費用等調整前の金額であります。

【粉末冶金事業】

衛生用品関連のN Tダイカッターは海外市場が好調で増収となり、電子部品関連の金型製品や電気部品関連の抵抗溶接電極が自動車関係で増加しました。一方、情報機器関連のハードディスクドライブ（HDD）用磁気ヘッド基板はパソコン等の在庫調整等により減収となり、照明関連のタングステンワイヤーもLED化の進展により低調に推移しました。また、海外生産体制の見直しにより電気接点製品が中国市場で減収となりました。

この結果、粉末冶金事業の売上高は前年度比7.3%減の97億3千万円となりましたが、原価低減施策及び海外生産体制の見直し効果により営業利益は同34.0%増の10億3千万円となりました。

【産業用機器事業】

国内では、半導体関連を中心に各種設備の需要が堅調に推移し、海外でも自動化・省力化の装置が好調に推移したため、増収となりました。

この結果、産業用機器事業の売上高は前年度比50.3%増の16億9千7百万円となり、営業損失は6百万円（前年度は営業損失1億4千2百万円）となりました。

（2）資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

（3）設備投資等の状況

当連結会計年度は、機械及び装置等の更新を主に3億5百万円の投資を行いました。なお、これらの所要資金は主に自己資金で賄っております。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	年 度	平成24年度 (第102期)	平成25年度 (第103期)	平成26年度 (第104期)	平成27年度 (第105期)
売 上 高		百万円 11,333	百万円 11,616	百万円 11,372	百万円 11,022
経 常 利 益		百万円 △250	百万円 320	百万円 372	百万円 795
親会社株主に帰属する 当期純利益		百万円 △794	百万円 303	百万円 401	百万円 651
1株当たり当期純利益		円 銭 △32 43	円 銭 12 39	円 銭 16 42	円 銭 26 65
総 資 産		百万円 15,435	百万円 16,155	百万円 16,177	百万円 14,777
純 資 産		百万円 6,819	百万円 7,950	百万円 8,563	百万円 8,652

(5) 対処すべき課題

今後の経済環境は、国内では、為替相場の不安定性や個人消費の低迷により企業収益の悪化が懸念され、設備投資についても力強さを欠き、足踏み状態が続くものと思われます。

また、海外では、中国をはじめとした新興国経済の成長率減速の動き等もあり、先行きは不透明な状況で推移するものと思われます。

このような中、当社グループは、「ものづくりの強化」「新技術・新商品の創出」「グローバル市場への対応」「人材の育成」を重点施策として位置づけ、当社の強みを生かした商品群を技術革新による新たな市場の伸びが期待される自動車産業、エレクトロニクス産業、医療・衛生分野、エネルギー・環境分野へ集中的、継続的に投入し、これらの分野でのシェアアップに積極的に取り組んでまいります。

なお、当社は、お客様のニーズを重視した市場別事業部組織への再編、注力・新規商品の拡販強化・S E活動の専門組織化等を目的として、平成28年4月1日に事業本部制を採用した組織改正を行いました。

また、NTダイカッターの欧州市場におけるシェアアップやサービス体制の充実を目的として、イタリアのローマに販売子会社を設立することといたしました。

加えて、監査等委員会設置会社への移行や執行役員制度の導入を予定するなど、コーポレートガバナンスを強化した新たな体制により企業価値の向上を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、粉末冶金を主たる事業として、産業用機器事業及びこれらに類しないその他の事業を行っております。

各事業の主要な製品等は次のとおりであります。

セグメント	主要製品等
粉末冶金事業	タングステン及びモリブデン線・棒・板、電気接点、電極、磁気ヘッド基板、超精密加工品、半導体・液晶関連機械部品、NTダイカッター、切削工具、耐摩耐食部品、機械部品、遮蔽材等
産業用機器事業	自動化・省力化機器、設計据付、修理、プラント等
その他	上記に関連しない製品、保険代理、商品販売等

(7) 主要な事業所

- ①当 社 本社 福岡市博多区美野島一丁目2番8号
支店 東京支店（東京都）、名古屋支店（愛知県）、大阪支店（大阪府）、九州支店（佐賀県）
工場 基山工場（佐賀県）、飯塚工場（福岡県）、宇美工場（福岡県）

- ②子 会 社 株式会社昭和電気接点工業所（福岡県）
株式会社福岡機器製作所（福岡県）
株式会社エヌ・ティーサービス（福岡県）
恩悌（上海）商貿有限公司（中国上海市）
上海電科電工材料有限公司（中国上海市）（注）1
上海恩悌三義実業発展有限公司（中国上海市）
NIPPON TUNGSTEN USA, INC.（米国ウエストバージニア州）
恩悌（香港）有限公司（中国香港特別行政区）（注）2

- ③関連会社 S Vニッタン株式会社（タイ国バンコク市）

- (注) 1. 上海電科電工材料有限公司は、平成27年1月15日付で解散を決議し、清算手続中でありましたが、平成28年4月14日をもって清算終了となりました。
2. 恩悌（香港）有限公司は、恩悌（上海）商貿有限公司100%出資の子会社であり、当社は間接所有となります。

(8) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
506名	35名減

(注) 従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除く。）であり、臨時従業員数102名（年間平均人員）を含んでおりません。

(9) 親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社 昭和電気接点工業所	百万円 10	100.0 %	電気接点、その他電子部品の製造販売
株式会社 福岡機器製作所	百万円 20	100.0 %	産業用機械装置類の製造販売及び修理に関する工事
株式会社 エヌ・ティサービス	百万円 10	100.0 %	不動産の管理、損害保険・生命保険代理業、商品販売
恩悌（上海）商貿有限公司	百万元 9	100.0 %	タングステン・モリブデンを主とする非鉄金属材料・加工製品、超硬合金・セラミック製品の販売
上海電科電工材料有限公司 (注) 1	百万米ドル 9	60.0 %	電気接点製品の製造販売
上海恩悌三義実業発展有限公司	百万米ドル 3	100.0 %	産業用機械装置及び部品の製造販売並びにNTダイカッターの販売及び再研磨加工
NIPPON TUNGSTEN USA, INC.	千米ドル 24	100.0 %	金属加工製品の加工及び販売
恩悌（香港）有限公司 (注) 2	千米ドル 20	100.0 % (100.0)	タングステン・モリブデンを主とする非鉄金属材料・加工製品、超硬合金・セラミック製品の販売

(注) 1. 上海電科電工材料有限公司は、平成28年4月14日をもって清算終了となりました。

2. 出資比率の（ ）は、間接所有の割合を内書きで示しております。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社福岡銀行	996
株式会社西日本シティ銀行	552
株式会社佐賀銀行	462
株式会社りそな銀行	420
株式会社三菱東京UFJ銀行	420

(11) その他企業集団に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 100,000,000株

(2) 発行済株式総数 24,054,159株
(自己株式1,723,441株を除く。)

(3) 当事業年度末の株主数 3,556名 (前事業年度末比164名減)
(うち議決権を有する株主数2,927名)

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
九州電力株式会社	1,666	6.92
株式会社福岡銀行	1,200	4.99
日本タングステン従業員持株会	847	3.52
みずほ信託銀行株式会社	643	2.67
日本タングステン取引先持株会	637	2.64
明治安田生命保険相互会社	601	2.50
株式会社西日本シティ銀行	509	2.11
株式会社佐賀銀行	500	2.07
宇部マテリアルズ株式会社	400	1.66
吉田省三	331	1.37

- (注) 1. 上記のほか、自己株式を1,723千株保有しております。
2. 持株比率は自己株式 (1,723千株) を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当事業年度中に定款の定めに基づく取締役会決議により取得した自己株式

普通株式 500千株
取得価額の総額 92百万円

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

項目	回次	第1回新株予約権
発行決議の日		平成19年8月10日
新株予約権の数		66個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 (新株予約権1個当たり)	66,000株 1,000株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり	273千円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり	1円
新株予約権の行使期間		平成19年8月28日から 平成39年8月27日まで
新株予約権の行使の条件		(注)
保有状況		取締役(社外取締役を除く) 1名 保有数 7個 目的である株式の数 7,000株

- (注) 1. 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役(指名委員会等設置会社における執行役を含む。)、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。但し、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(「権利行使開始日」という。)から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
2. その他の権利行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

項目	回次	第2回新株予約権
発行決議の日		平成20年8月8日
新株予約権の数		120個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 (新株予約権1個当たり)	120,000株 1,000株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり	142千円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり	1円
新株予約権の行使期間		平成20年8月27日から 平成40年8月26日まで
新株予約権の行使の条件		(注)
保有状況	取締役(社外取締役を除く) 保有数 目的である株式の数	1名 14個 14,000株

- (注) 1. 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役(指名委員会等設置会社における執行役を含む)、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。但し、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(「権利行使開始日」という。)から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
2. その他の権利行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

項目	回次	第3回新株予約権
発行決議の日		平成23年2月9日
新株予約権の数		51個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 51,000株 (新株予約権1個当たり 1,000株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 141千円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり 1円
新株予約権の行使期間		平成23年2月26日から 平成43年2月25日まで
新株予約権の行使の条件		(注)
保有状況		取締役(社外取締役を除く) 5名 保有数 36個 目的である株式の数 36,000株

- (注) 1. 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役(指名委員会等設置会社における執行役を含む)、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。但し、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(「権利行使開始日」という。)から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
2. その他の権利行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

項目	回次	第4回新株予約権
発行決議の日		平成24年2月9日
新株予約権の数		49個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 (新株予約権1個当たり)	49,000株 1,000株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり	152千円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり	1円
新株予約権の行使期間		平成24年2月28日から 平成44年2月27日まで
新株予約権の行使の条件		(注)
保有状況	取締役(社外取締役を除く) 保有数 目的である株式の数	5名 34個 34,000株

- (注) 1. 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役(指名委員会等設置会社における執行役を含む)、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。但し、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(「権利行使開始日」という。)から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
2. その他の権利行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

項目	回次	第5回新株予約権	
発行決議の日		平成26年2月13日	
新株予約権の数		56個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権1個当たり)	56,000株 1,000株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり	155千円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり	1円
新株予約権の行使期間		平成26年3月4日から 平成46年3月3日まで	
新株予約権の行使の条件		(注)	
保有状況		取締役(社外取締役を除く) 保有数 目的である株式の数	5名 39個 39,000株

- (注) 1. 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役(指名委員会等設置会社における執行役を含む)、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。但し、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(「権利行使開始日」という。)から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
2. その他の権利行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

項目	回次	第6回新株予約権
発行決議の日		平成27年2月12日
新株予約権の数		48個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 (新株予約権1個当たり)	48,000株 1,000株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり	152千円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり	1円
新株予約権の行使期間		平成27年3月3日から 平成47年3月2日まで
新株予約権の行使の条件		(注)
保有状況	取締役(社外取締役を除く) 保有数 目的である株式の数	6名 44個 44,000株

- (注) 1. 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役(指名委員会等設置会社における執行役を含む)、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。但し、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(「権利行使開始日」という。)から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
2. その他の権利行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

項目	回次	第7回新株予約権
発行決議の日		平成28年2月25日
新株予約権の数		72個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 72,000株 (新株予約権1個当たり 1,000株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 133千円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり 1円
新株予約権の行使期間		平成28年3月15日から 平成48年3月14日まで
新株予約権の行使の条件		(注)
保有状況		取締役(社外取締役を除く) 6名 保有数 72個 目的である株式の数 72,000株

- (注) 1. 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役(指名委員会等設置会社における執行役を含む)、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。但し、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(「権利行使開始日」という。)から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
2. その他の権利行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況(平成28年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当又は重要な兼職の状況
代表取締役 取締役会長	坂 口 盛 一	
代表取締役 取締役社長	馬 場 信 哉	
常務取締役	坂 口 茂 也	営業担当 恩悌（上海）商貿有限公司 董事長
常務取締役	徳 本 啓	技術製造担当 上海恩悌三義実業発展有限公司 董事長
取 締 役	大 島 正 信	経営企画・経営管理・人事担当、コンプライアンス担当
取 締 役	後 藤 信 志	ものづくり推進担当兼基山工場長
取 締 役	伊 崎 数 博	九州電力株式会社 代表取締役副社長
常勤監査役	田 中 和 昭	
監 査 役	小 島 庸 匡	小島公認会計士事務所代表
監 査 役	斉 藤 芳 朗	徳永・松崎・斉藤法律事務所代表弁護士

- (注) 1. 取締役伊崎数博氏は、平成27年6月26日開催の第104期定時株主総会において新たに就任しました。
2. 取締役吉田省三氏及び山元春義氏は、平成27年6月26日開催の第104期定時株主総会終結の時をもって退任しました。
3. 取締役伊崎数博氏は、社外取締役であります。
4. 監査役小島庸匡氏及び斉藤芳朗氏は、社外監査役であります。
5. 監査役小島庸匡氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役伊崎数博氏並びに監査役小島庸匡氏及び斉藤芳朗氏は、東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

7. 平成28年4月1日付で以下の取締役の担当等に変更がありました。

氏名	新	旧
坂口 茂也	常務取締役 営業本部長	常務取締役 営業担当
徳本 啓	常務取締役 電機部品事業本部長	常務取締役 技術製造担当
大島 正信	取締役 経営管理本部長兼経営企画部長、コンプライアンス担当	取締役 経営企画・経営管理・人事担当、コンプライアンス担当
後藤 信志	取締役 開発技術センター担当	取締役 ものづくり推進担当兼基山工場長

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	9名 (2名)	131百万円 (3百万円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	18百万円 (6百万円)

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役1名の使用人給与相当額8百万円を支払っております。
2. 取締役(社外取締役を除く)の支給額には、当該事業年度に係る取締役賞与26百万円を含んでおります。また、平成27年2月12日開催の取締役会決議及び平成28年2月25日開催の取締役会決議により、ストックオプションとしての新株予約権に係る当事業年度の費用計上額9百万円を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先	兼職の内容	当社との関係
社外取締役	伊崎 数博	九州電力株式会社	代表取締役副社長	(注) 1
社外監査役	小島 庸匡	小島公認会計士事務所	代表	(注) 2
社外監査役	斉藤 芳朗	徳永・松崎・斉藤法律事務所	代表弁護士	(注) 3

(注) 1. 九州電力株式会社は、当社の筆頭株主（持株比率6.92%）であります。

2. 社外監査役小島庸匡氏は、株式会社大分銀行の社外監査役であります。なお、小島公認会計士事務所及び株式会社大分銀行と当社との間に特別の関係はありません。

3. 徳永・松崎・斉藤法律事務所は当社との間で顧問契約を締結しております。なお、社外監査役斉藤芳朗氏は、平成28年4月1日付で日本弁護士連合会副会長に就任しております。

②当該事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	伊崎 数博	社外取締役就任後に開催された取締役会10回中6回に出席し、議案審議等につき経験豊富な経営者の視点から必要な発言を行っております。また、取締役会以外においても、適時、代表取締役等に経営上有用な意見等を行っております。
社外監査役	小島 庸匡	当該事業年度の取締役会12回中すべてに出席し、必要に応じ議案審議等に必要意見を述べております。また、同じく監査役会に12回中すべてに出席し、主に公認会計士として専門的見地から発言を行っております。
社外監査役	斉藤 芳朗	当該事業年度の取締役会12回中10回に出席し、必要に応じ議案審議等に必要意見を述べております。また、同じく監査役会に12回中11回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

③責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任については、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担する契約を締結しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 29百万円

②当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 29百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査計画、監査内容及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
- なお、上記のほか、前事業年度の追加報酬として1百万円を支払っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による当社の子会社の計算関係書類の監査

当社の子会社のうち、海外子会社の一部については、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）による監査を受けております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令に違反、抵触した場合及び公序良俗に反する行為があった場合は、監査役会はその事実に基づき当該会計監査人を解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は監査役会規則に則り会計監査人を解任又は不再任とすることとし、また、当社都合による他、法定以外の理由で、解任又は不再任とする場合は、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

①当社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社はコンプライアンスを経営の基本方針とし、企業倫理の基本として「日本タングステン企業行動憲章」及び「日本タングステン従業員行動規範」を定めております。コンプライアンス推進体制は、コンプライアンス統括責任者としてコンプライアンス担当役員がコンプライアンスを統括し、コンプライアンス統括部門がコンプライアンスの推進を行っております。また、各事業所にコンプライアンス担当者を置いて全社員・従業員が法令、社内規程及び社会規範等の遵守及びその推進を図っております。さらに、これらの実効性を強化するために、コンプライアンス・マニュアルを策定するとともに、定期的な啓発や教育活動を行い、内部通報システムの「社内通報制度・コンプライアンス相談窓口」を設置しております。内部監査室はコンプライアンス推進体制全般について独立した立場でモニタリング活動を実施しております。なお、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対しては、社会の信頼関係を損なうことのないよう、毅然とした態度で対応し、一切の関係を遮断しております。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は取締役会等の重要な会議の議事録、稟議書その他職務の執行に係る情報の取り扱いについて情報管理規程を定め、適時、適切に保存管理し、取締役及び監査役は常時これらの文書及び電子情報を閲覧できるものとしております。これら管理体制及び規程は定期的にその有効性を検証し、適宜最適化を図るものとしております。

③当社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社は事業運営に影響を及ぼす恐れのある様々なリスクへの適切な対応を行い、経営基盤の安定化を図るとともに、社会的損失をできる限り発生させないように、当社におけるリスクマネジメントに関する全般的事項を定めたリスクマネジメント規程を制定しております。また、リスクマネジメント推進体制として、取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、各部門及び各事業所は職制規程においてリスク管理について規定し、重要なリスク及び個別案件のリスク等への対応策を事業計画に織り込み管理しております。万一、経営に重大な影響を与える緊急事態等が発生した場合は、取締役社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、その対応にあたることとしております。

④当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は重要事項の決定並びに取締役の業務の執行状況の監督を行うための定例の取締役会のほか、常勤取締役をメンバーとする常務会を定期的に行い、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行っております。業務運営については、目標の明確な設定、採算の徹底を通じて市場競争力の強化を図るため、各事業部門の目標値を中期経営計画並びに年度予算として策定し、これに基づく業績管理を行っております。また、社内規程に定める職務権限規程及び意思決定ルールの制定、及び専門知識を有する人材の育成・強化と外部専門家の助言を受けながら適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとっております。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社はコンプライアンス規程及び内部通報制度を子会社にも適用しており、当社が発信する定期的な啓発や教育活動により、子会社全ての役員に周知徹底しております。

子会社の経営においては、その自主性を尊重しつつ、当社及び子会社から成る企業集団全体の一体化を図るため、関係会社管理規程を定め、経営企画部門を統括部門とし、子会社の適切な管理を行っております。また、重要な案件については事前に協議を行うとともに、当社取締役会及び常務会等での決裁を経て執行しております。

子会社は、当社方針に基づいて、中期経営計画並びに年度計画により目標の明確な設定を行い、定期的に業績や年度計画の進捗状況等を当社常務会等へ報告しております。また、子会社の内部監査を当社内部監査室が行っております。

当社はリスクマネジメント規程を子会社にも適用し、子会社のリスク評価等を行い、企業集団全体の経営を取り巻くリスクを管理しております。

⑥当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項並びにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は監査役の職務を遂行するための監査体制のあり方等を定めた監査役監査基準に基づき、監査役の職務を補助すべきスタッフを置き、監査役スタッフ業務及び事務局業務を行っております。監査役スタッフは、そのスタッフ業務の執行において、その指揮命令権限は監査役に帰属し、人事異動、人事評価に関しても、取締役からの独立性が担保されております。また、人事については取締役と監査役が意見交換を行うこととしております。

⑦当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告した者が当該報告をしたことで不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査役は、当社の取締役会、常務会等の重要な会議に出席し情報を得るとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社及び子会社の取締役又は従業員にその説明を求めることとしております。また、子会社の監査役と定期的に会合を持ち、子会社の状況を確認しております。内部監査室は当社及び子会社の内部監査の実施状況及びその内容について当社の監査役に適時報告しております。

当社の取締役は、当社及び子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事象及びその事実があることを知ったときは、直ちに当社の監査役に報告しております。また、当社及び子会社は「社内通報制度・コンプライアンス相談窓口」に寄せられた情報が当社の監査役に報告される体制としており、いかなる場合にも通報した者に対して、通報を理由とした不利益な取扱いを禁止する旨、規定しております。

⑧当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務を執行するにあたり必要な費用（弁護士等の外部の専門家を利用する場合はその費用等を含む）は、監査役の請求に応じてこれを支出しております。会社は、当該請求に係る費用が当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、これを拒むことができないこととしております。

⑨その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は定期的に取り締役社長と意見交換を行い、重要な情報を共有できるようにしております。また、内部監査室及び会計監査人と情報交換を行い、緊密な連携を図っております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制の整備とその適正な運用に努めており、運用状況の概要は以下のとおりです。

当社は、コンプライアンスの重要性の理解と意識付けを浸透させるため、全社員・従業員を対象とした啓発や教育活動を定期的に行うこととし、具体的な活動として各種法令違反防止等の教育を月1回のペースで行っております。また、社内通報制度も制定、運用しております。

リスクマネジメントについては、リスクマネジメント委員会を開催して重要なリスク及び個別案件のリスク等を特定し、対応策を策定したうえで、リスクの低減とその未然防止に取り組んでおります。

取締役会は、社外取締役1名を含む取締役7名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。取締役会は12回開催し、法令等で定められた事項並びに当社及び当社グループ会社の重要事項等の決定を行い、取締役の業務執行状況の確認等を行っております。また、取締役会議事録は、法令に従い、正確に記録・作成し、適切な情報の保存及び管理を行っております。

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されております。監査役会は12回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。また、監査役の職務執行については、監査役会で決定した監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会に出席し意見を述べております。加えて、監査役は、代表取締役や社外取締役と定期的に会合し、コンプライアンスや内部統制の整備などについて意見交換を行っております。

内部監査については、内部監査計画に基づき、内部監査室が監査役及び会計監査人と連携をとりながら実施しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念を尊重し、当社の企業価値の源泉やステークホルダーとの信頼関係を壊すことなく、中長期的な視点で当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上を真摯に目指す者でなければならぬと考えています。

もとより当社は、上場会社である当社の株式は資本市場において自由に取引されるべきものであり、当社株式の大量の買付行為につきましても原則としてこれを否定するものではなく、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、最終的には株主の皆様の自由な意思に基づいて決定されるべきものと考えております。

しかしながら、近時のわが国資本市場においては、買付行為の内容を判断するに足る必要な情報を提供することなく、また対象会社の経営陣や株主との十分な協議や合意の形成を経ることなく、一方的に株式の大量の買付行為を強行するといった動きが顕在化しております。

このような大量の買付行為の中には、十分な情報が提供されないまま、株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるものや、取締役会が当該買付行為の内容の検討や代替案の提案等を行うための十分な時間を与えないもの、真摯に会社の経営を行う意思に乏しいものなど、対象会社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう買付行為もないとはいえません。

当社としましては、当社の企業価値の源泉は、①材料技術と加工技術を融合した高度な粉末冶金技術、②熟練した技術を有する従業員の存在、③重要な取引先、顧客、地域社会等のステークホルダーとの間で長年に亘って構築された緊密な信頼関係、④現経営者と従業員との密接な信頼関係にあると考えております。

当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保又は向上させるためには、かかる当社の企業価値の源泉に対する理解が必要不可欠ですが、当社株式の大量の買付行為を行う者が、当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、長年築きあげてきた技術、ノウハウなどの無形の経営資源と市場とを有機的に結合させ企業価値の増大を図る経営をするのでなければ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反することとなると考えます。

したがって、当社は上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する大量の買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

②当社の基本方針の実現に資する特別な取組み

ア. 企業価値向上のための取組み

当社は1931年の創業以来、タングステン、モリブデン等のレアメタル及びファインセラミックス等を用いた高度な粉末冶金技術により、高付加価値商品を幅広い産業分野に提供しております。照明用タングステン線・棒から事業を開始し、これまでにタングステン合金電気接点、超硬合金製品、セラミックス部品等の先進的な製品まで、材料技術をベースに超精密加工製品へと順次、事業領域を拡大してまいりました。当社は、これらの材料技術と加工技術を融合した高機能商品を創造するとともに、常にお客様の視点に立って長年に亘り誠実且つ堅実なものづくりの経営により、社会への貢献を果たしてまいりました。

企業価値向上の取組みとして、ものづくりの強化を最重要課題として、下記の基本戦略について推進してまいります。

a.ものづくりの強化

これまで培ってきた材料技術と加工技術をベースに、「より良いものを早く、安くつくる、ものづくり力」を強化するべく、ものづくり推進に特化した組織体制を構築しております。今後、生産効率を極限にまで高め、加工コストの削減や品質の安定を図ることで、価格競争力を高め幅広い産業分野に展開し、収益の拡大を目指します。

b.コア技術の発展による注力商品の拡大

粉末冶金技術をベースとした当社のコア技術を世界水準まで高めるべく、技術の研鑽を積み重ね、それを支える人材の育成レベルを高めてまいります。また、自動車、エレクトロニクス、産業インフラ、環境・エネルギー及び先端分野などで、商品の差別化を図り、オリジナリティのある高付加価値商品を幅広い市場に展開し、シェア獲得・拡大を目指します。

c.新商品・新技術の継続的な創出

従来の粉末冶金コア技術の深耕で競争力を強め、新コア技術を創造・付加することで独自技術化を推進し、お客様の満足するレベルまで、技術的な課題を的確に解決します。今後、成長・先端分野において、機能価値を高めた新規商品を有望な次世代商品として、創出・提供し続けることにより、企業の永続的な事業発展を目指します。

d.グローバル市場での拡販

成長する海外マーケットに対応した効率的な販売体制、製造体制を構築し、原価の低減や商品構成の充実を図りながら、グループの更なる収益力及び競争力の強化に努めてまいります。

イ. コーポレートガバナンスの充実について

当社は、法令を遵守し適正な企業活動を通じて、経営の透明性、効率性を確保し、経営の監督と執行及び監査が有効に機能した統治体制のもとで企業価値を向上させ、株主、顧客、地域社会から信頼される企業となるよう、内部監査機能の充実、コンプライアンスの徹底した取組みによる企業統治の充実を図っております。

当社は監査役制度を採用しており、取締役は7名（うち社外取締役1名）、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成されております。取締役の任期は、株主の皆様の意向をより適時に反映させることを目的として、1年としております。

当社の取締役会は、法令・定款に基づき決議を要する事項のほか、重要事項に関して審議し、また、業務執行状況においても随時報告がなされております。また、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行うことを目的に、常勤役員で構成する常務会を、原則として毎週開催しております。

常勤監査役は、取締役会をはじめ主要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べるほか、会計監査人、社内スタッフなどから報告を受けるとともに、子会社、関連会社への監査を行っております。社外監査役は、財務報告における内部統制監査の整備、運用状況及び監査の状況について、常勤監査役より適時報告を受け、意見等を行っております。また、取締役社長と意見交換を行い、業務の執行状況等について把握するほか、常勤監査役より、内部監査、監査役監査の状況や、会計監査人による監査の状況等について、適時、報告を受け、意見及び助言を行っております。

内部監査体制におきましては、取締役社長直属の機関として内部監査室を設置しており、会社の業務運営が経営方針、諸規程に準拠して適正に行われているかを監査し、その結果を取締役社長に報告しております。また、内部監査室は、監査計画を監査役に報告するとともに、その実施状況及び内容について適時報告しております。

コンプライアンス体制におきましては、法令を遵守し適正な企業活動を通じてガバナンス機能を充実させるため、コンプライアンス担当役員を1名設置しております。

内部統制体制におきましては、取締役社長を責任者として、各部門がその整備、運用を行っております。内部監査室は、社内規程に基づいて財務報告に係る内部統制の整備、運用状況の監査を行い、監査役は、監査内容について確認しております。また、会計監査人による監査においては、監査役は、監査方法及び結果の妥当性を確認しております。

リスクマネジメント推進体制におきましては、当社の事業運営に影響を及ぼす恐れのある様々なリスクへの適切な対応を行い、経営基盤の安定化を図るため、リスクマネジ

メント委員会を設け、リスクの把握と評価、対応策を検討し、リスクが顕在化した場合の影響を極小化するリスクマネジメント活動を行っております。

③基本方針に照らして不適切な者によって当該株式会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成26年5月14日開催の取締役会において、「当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」の更新を決定し（更新後の対応方針を、以下「本対応方針」といいます。）、その後、平成26年6月25日開催の当社第103期定時株主総会において、本対応方針への更新をご承認いただきました。本対応方針への更新の目的及び本対応方針の概要は、次のとおりであります。

ア. 本対応方針導入の目的

上記①記載の基本方針に基づいて、当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する大規模買付行為（下記イ.に定義されます。以下同じです。）に対しては、適切な対抗措置を迅速且つ的確に発動することにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させる必要性があると認識しております。このような認識のもと、当社取締役会は、金融商品取引法及び関連政省令の改正等の動向を注視しつつ、また、昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、大規模買付行為が行われる場合に、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する買付行為でないかどうかを株主の皆様が判断することや、株主の皆様のために当社取締役会が大規模買付者と交渉を行うことを可能とするために、事前に大規模買付行為に関する必要な情報を提供すること、並びに、その内容の評価、検討、交渉及び意見形成、代替案立案のための期間を確保するための枠組みとして、以下のとおりの本対応方針への更新を行っております。

イ. 本対応方針の概要

- a. 本対応方針は、当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け若しくは当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する行為又はこれらに類似する行為（但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。）がなされ、又はなされようとする場合において、当社の企業価値ひいては株主の皆様の

共同の利益に反する買付行為でないかどうかを株主の皆様が判断することや、株主の皆様のために当社取締役会が大規模買付者と交渉を行うことを可能とするために、事前に大規模買付行為に関する必要な情報を提供すること、並びに、その内容の評価、検討、交渉及び意見形成、代替案立案のための期間を確保するための手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めるものです。

- b. 大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行い若しくは行おうとする場合、又は、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社は、当社取締役会決議（一定の場合には株主総会決議）に基づき、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために、必要且つ相当な対抗措置（原則として、差別的行使条件及び差別的取得条項付きの新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行います。）を発動することがあります。
- c. 本対応方針においては、大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために必要且つ相当と考えられる一定の対抗措置を発動するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、独立委員会規程に基づき、当社取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置することとします。独立委員会の委員は、3名以上とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者又は他社の取締役若しくは執行役として経験のある社外者等の中から選任されるものとします。

独立委員会は、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づき、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付行為の具体的内容及び当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に与える影響等の評価・検討等した上で、本対応方針に従い当社取締役会がとるべき対応について勧告を行います。当社取締役会は独立委員会の勧告を踏まえ、これを最大限尊重しつつ、本対応方針に従って対応を決定するものとします。

- ④上記②の取組みが基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことに関する当社取締役会の判断及びその理由

当社は、上記②の取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模買付行為は困難になるものと考えられることから、これは上記①に記載の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- ⑤上記③の取組みが基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことに関する当社取締役会の判断及びその理由

本対応方針への更新は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及び、その内容の評価・検討等に必要期間の確保を求めめるために行われたものであり、上記①に記載の基本方針に沿うものです。

また、当社取締役会は、本対応方針は、以下の各点に照らして、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

a.株主意思を重視するものであること

本対応方針への更新は、株主の皆様のご意思を確認するため、平成26年6月25日開催の当社第103期定時株主総会における承認可決を経て行われたものであり、株主の皆様のご意思が反映されております。また①当社株主総会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の議案が承認された場合、又は、②当社株主総会において選任された取締役によって構成される当社取締役会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止又は変更されます。さらに、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、本新株予約権の無償割当てに関する議案を当社定款第11条第1項に基づき、当社株主総会に付議することがあり、これにより株主の皆様のご意思を直接確認することができることとしております。

b.買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・

株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。また、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに本対応方針は、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。

c. 当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上の目的をもって更新が行われたこと

本対応方針への更新は、上記③ア.に記載のとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及び、その内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために、行われたものです。

d. 合理的且つ客観的な対抗措置発動要件の設定

本対応方針は、合理的且つ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

e. 独立委員会の設置

上記③イ.c.に記載のとおり、当社は、本対応方針において、大規模買付ルールに従って一連の手續が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために必要且つ相当と考えられる一定の対抗措置を発動するか否かについての取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため、またその他本対応方針の合理性及び公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとしております。

これにより、当社取締役会による恣意的な本対応方針の運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

f. デッドハンド型買収防衛策ではないこと等

本対応方針は、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。ま

た、当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとなっており、本対応方針は、取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないためその発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策でもありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主の皆様への継続かつ安定的な利益配当を基本方針とし、当期の業績、今後の事業展開に必要な内部留保の充実等を総合的に勘案し配当を行っております。

配当の基準として、親会社株主に帰属する当期純利益の30%相当を目安に利益配分を行っております。また、資本効率の向上を目的として、適宜自己株式を取得し、配当とあわせて株主の皆様への利益還元に努めてまいります。

こうした方針のもと、当期の期末配当金につきましては、業績の状況及び今後の設備投資等を勘案し、1株につき5円とさせていただきたく存じます。これにより中間配当金（1株につき2.5円）を合わせ、年間配当金は1株につき7.5円となります。

また、当社定款の定めに基づき、自己株式50万株（取得価額の総額92百万円）を取得いたしました。

今後とも株主の皆様への利益還元を最重要課題のひとつとして、皆様のご期待に沿うべく努力してまいります所存であります。

-
- (注) 1. 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 売上高等の記載金額には消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	百万円	(負 債 の 部)	百万円
流 動 資 産	7,939	流 動 負 債	4,441
現金及び預金	2,646	支払手形及び買掛金	1,078
受取手形及び売掛金	3,049	短期借入金	2,361
商品及び製品	233	リース債務	37
仕掛品	997	未払法人税等	47
原材料及び貯蔵品	465	賞与引当金	355
繰延税金資産	178	役員賞与引当金	29
その他	369	その他	532
貸倒引当金	△0		
固 定 資 産	6,837	固 定 負 債	1,683
有 形 固 定 資 産	3,219	長期借入金	881
建物及び構築物	1,783	リース債務	29
機械装置及び運搬具	979	繰延税金負債	583
工具、器具及び備品	75	資産除去債務	25
土地	289	その他	164
リース資産	38		
建設仮勘定	53	負 債 合 計	6,124
無 形 固 定 資 産	39		
投 資 そ の 他 の 資 産	3,578	(純 資 産 の 部)	百万円
投資有価証券	1,436	株 主 資 本	8,108
賃貸不動産	1,630	資本金	2,509
退職給付に係る資産	443	資本剰余金	2,229
その他	94	利益剰余金	3,727
貸倒引当金	△26	自己株式	△358
		その他の包括利益累計額	510
		その他有価証券評価差額金	331
		為替換算調整勘定	122
		退職給付に係る調整累計額	55
		新 株 予 約 権	34
資 産 合 計	14,777	純 資 産 合 計	8,652
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	14,777

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月 31日)

科 目	金 額	
売 上 高		百万円 11,022
売 上 原 価		8,544
売 上 総 利 益		2,478
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,799
営 業 利 益		678
営 業 外 収 益	百万円	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	20	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	53	
不 動 産 賃 貸 料	207	
太 陽 光 売 電 収 入	37	
そ の 他	136	454
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	33	
不 動 産 賃 貸 原 価	143	
太 陽 光 売 電 原 価	37	
為 替 差 損	81	
そ の 他	42	337
経 常 利 益		795
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		795
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	47	
法 人 税 等 調 整 額	96	143
当 期 純 利 益		651
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		651

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年 4月 1日)
(至 平成28年 3月 31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,509	2,229	3,215	△285	百万円 7,668
当期変動額					
剰余金の配当			△134		△134
親会社株主に帰属 する当期純利益			651		651
自己株式の取得				△93	△93
ストックオプション の行使			△4	21	16
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	512	△72	439
当期末残高	2,509	2,229	3,727	△358	8,108

	その他の包括利益累計額				新株 予約権	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	488	197	165	852	41	百万円 8,563
当期変動額						
剰余金の配当						△134
親会社株主に帰属 する当期純利益						651
自己株式の取得						△93
ストックオプション の行使						16
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△156	△75	△110	△342	△7	△350
当期変動額合計	△156	△75	△110	△342	△7	89
当期末残高	331	122	55	510	34	8,652

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	7,182	流動負債	4,485
現金及び預金	2,157	支払手形	168
受取手形	329	買掛金	896
売掛金	2,614	短期借入金	2,535
商品及び製品	143	リース債務	22
仕掛品	950	未払法人税等	16
原材料及び貯蔵品	437	賞与引当金	332
繰延税金資産	166	役員賞与引当金	26
その他の資産	382	その他の負債	487
貸倒引当金	△0		
固定資産	6,499	固定負債	1,652
有形固定資産	3,122	長期借入金	881
建物及び構築物	1,718	リース債務	26
機械装置及び運搬具	960	繰延税金負債	557
工具、器具及び備品	73	資産除去債務	25
土地	280	その他の負債	161
リース資産	36		
建設仮勘定	52		
無形固定資産	31	負債合計	6,137
投資その他の資産	3,295	(純資産の部)	百万円
投資有価証券	816	株主資本	7,130
関係会社株	305	資本剰余金	2,509
関係会社出資金	124	資本準備金	2,229
関係会社長期貸付金	186	利益剰余金	2,750
前払年金費用	364	その他利益剰余金	2,750
貸貸不動産	1,644	買換資産圧縮積立金	880
その他の資産	66	別途積立金	1,000
貸倒引当金	△213	繰越利益剰余金	869
		自己株式	△358
		評価・換算差額等	329
		その他有価証券評価差額金	329
		新株予約権	34
資産合計	13,631	純資産合計	7,494
		負債・純資産合計	13,631

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 平成27年 4月 1日
至 平成28年 3月 31日)

科 目	金 額	
売 上 高		百万円 9,983
売 上 原 価		7,880
売 上 総 利 益		2,102
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,479
営 業 利 益		622
営 業 外 収 益	百万円	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	96	
不 動 産 賃 貸 料	229	
太 陽 光 売 電 収 入	37	
そ の 他	91	454
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	32	
不 動 産 賃 貸 原 価	146	
太 陽 光 売 電 原 価	37	
為 替 差 損	45	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	34	
そ の 他	25	321
経 常 利 益		756
税 引 前 当 期 純 利 益		756
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	10	
法 人 税 等 調 整 額	105	116
当 期 純 利 益		639

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		繰越利益 剰余金	
			買換資産 圧縮積立金	別途積立金			
当期首残高	2,509	2,229	2,229	890	1,000	358	百万円 2,249
当期変動額							
買換資産圧縮 積立金の取崩				△30		30	—
買換資産圧縮積立金 (税制改正分)の積立				20		△20	—
剰余金の配当						△134	△134
当期純利益						639	639
自己株式の取得							
ストックオプション の行使						△4	△4
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	—	△10	—	510	500
当期末残高	2,509	2,229	2,229	880	1,000	869	2,750

	株主資本		評価・換算 差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金		
当期首残高	△285	6,702	483	41	百万円 7,228
当期変動額					
買換資産圧縮 積立金の取崩		—			—
買換資産圧縮積立金 (税制改正分)の積立		—			—
剰余金の配当		△134			△134
当期純利益		639			639
自己株式の取得	△93	△93			△93
ストックオプション の行使	21	16			16
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			△154	△7	△162
当期変動額合計	△72	427	△154	△7	265
当期末残高	△358	7,130	329	34	7,494

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

日本タングステン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 工藤重之 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田秀敏 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本タングステン株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本タングステン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

日本タングステン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 工藤重之 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田秀敏 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本タングステン株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第105期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第105期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の状態の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月10日

日本タングステン株式会社 監査役会

常勤監査役	田 中 和 昭 ㊞
社外監査役	小 島 庸 匡 ㊞
社外監査役	斉 藤 芳 朗 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- ① 当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に伴う、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設、並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- ② 会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、また、今後も取締役として有用な人材を確保するため、現行定款第29条を変更案第30条のとおり変更するものであります。なお、変更案第30条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ③ 上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更、字句の修正その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものとしたします。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第 5 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条 (条文省略)</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第 7 条 (条文省略)</p> <p>第 8 条～第 18 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条 (現行どおり)</p> <p>第 8 条～第 18 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> は、10名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 20 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p><u>4. 監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第22条～第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および監査役に対し、会日より3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこのかぎりでない。</p>	<p>(任期)</p> <p>第21条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第22条～第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日より3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第27条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第30条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任方法)</p> <p>第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日より3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2. 前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の議事録) <u>第36条</u> 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>(監査役会規則) <u>第37条</u> 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(報酬等) <u>第38条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外監査役の責任限定契約) <u>第39条</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p><u>第40条</u>～<u>第41条</u> (条文省略)</p> <p>(報酬等) <u>第42条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p><u>第43条</u>～<u>第46条</u> (条文省略)</p>	<p>(監査等委員会の議事録) <u>第34条</u> 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>(監査等委員会規則) <u>第35条</u> 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p><u>第36条</u>～<u>第37条</u> (現行どおり)</p> <p>(報酬等) <u>第38条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p><u>第39条</u>～<u>第42条</u> (現行どおり)</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、現在の取締役全員（7名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	さかぐちせいいち 坂口盛一 (昭和28年8月25日生)	昭和51年4月 九州電力株式会社入社 平成22年6月 同社執行役員経営企画本部副本部長 平成23年6月 同社上席執行役員経営企画本部長 平成24年6月 同社取締役常務執行役員経営企画本部長 平成26年6月 同社退任 平成26年6月 当社代表取締役 取締役会長 (現任)	30,000株
	<p>【選任理由】</p> <p>同氏は、平成26年から当社の代表取締役会長に就任し、前職の電力事業の経営を通じて培った高い見識と経営手腕を発揮しております。また、幅広い経営の視点、当社の経営全般、グローバルな事業経営及び経営管理・運営に関する知見を有しており、取締役候補者として適任と判断いたしました。</p>		

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
2	馬場信哉 (昭和31年7月30日生)	昭和59年4月 当社入社 平成16年6月 当社セラミック部長兼宇美工場長 平成18年6月 当社経営企画部長 平成21年6月 当社取締役業務本部長兼経営企画部長、コンプライアンス担当 平成22年4月 当社取締役業務本部長、コンプライアンス担当 平成22年6月 当社代表取締役 取締役社長 (現任)	124,000株
<p>【選任理由】 同氏は、平成21年に取締役に就任し、それ以前の技術製造部門の経験に加えて、経営企画、総務人事部門の責任者として、また平成22年から取締役社長を務め、経営者としての豊富な業務経験と当社の経営全般、グローバルな事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有しており、取締役候補者として適任と判断いたしました。</p>			
3	坂口茂也 (昭和27年9月4日生)	昭和52年4月 当社入社 平成13年6月 当社研究開発センター長 平成17年4月 当社超硬部品部長 平成18年6月 当社取締役営業部長 平成21年6月 当社取締役営業本部長兼営業部長 平成22年6月 当社常務取締役営業本部長 平成26年4月 当社常務取締役営業担当 平成28年4月 当社常務取締役営業本部長 (現任) (重要な兼職の状況) 恩悌 (上海) 商貿有限公司董事長	95,000株
<p>【選任理由】 同氏は、平成18年に取締役に就任し、それ以前の技術開発、製造部門の経験に加えて、営業本部長を務めるなど、営業部門の豊富な業務経験と当社の経営全般、グローバルな事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有しており、取締役候補者として適任と判断いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	とくもと けい 徳本 啓 (昭和32年4月3日生)	昭和60年2月 当社入社 平成17年4月 当社管理部長 平成21年4月 当社基山工場長 平成21年6月 当社取締役製造本部長兼基山工場長 平成22年6月 当社常務取締役製造本部長兼基山工場長、基礎技術センター担当 平成23年4月 当社常務取締役技術製造本部長兼基山工場長 平成26年4月 当社常務取締役技術製造担当兼基山工場長 平成26年6月 当社常務取締役技術製造担当 平成28年4月 当社常務取締役電機部品事業本部長(現任) (重要な兼職の状況) 上海恩梯三義実業发展有限公司董事长	94,000株
	【選任理由】 同氏は、平成21年に取締役に就任し、技術製造本部長を務めるなど、技術、製造における豊富な業務経験と当社の経営全般、グローバルな事業経営及び管理・運營業務に関する知見を有しており、取締役候補者として適任と判断いたしました。		
5	おおしま まさのぶ 大島 正信 (昭和34年3月31日生)	昭和57年4月 当社入社 平成20年6月 当社総務人事部長 平成22年6月 当社取締役業務本部長兼経理部長、コンプライアンス担当 平成24年4月 当社取締役業務本部長兼経営管理部長、コンプライアンス担当 平成26年4月 当社取締役経営企画・経営管理・人事担当、コンプライアンス担当 平成28年4月 当社取締役経営管理本部長兼経営企画部長、コンプライアンス担当(現任)	48,000株
	【選任理由】 同氏は、平成22年に取締役に就任し、経営企画、経理、総務人事部門の本部長を務めるなど、経営管理における豊富な業務経験と当社の経営全般、グローバルな事業経営及び管理・運營業務に関する知見を有しており、取締役候補者として適任と判断いたしました。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株式の数
6	後藤信志 (昭和34年3月19日生)	昭和57年4月 当社入社 平成18年6月 当社金材部品部長兼飯塚工場長 平成22年4月 当社営業部長 平成22年6月 当社取締役営業部長 平成22年12月 当社取締役四平恩梯タングステン高 新技術材料有限公司総経理 平成26年4月 当社取締役ものづくり推進担当 平成26年6月 当社取締役ものづくり推進担当兼基 山工場長 平成28年4月 当社取締役開発技術センター担当 (現任)	42,000株
【選任理由】 同氏は、平成22年に取締役に就任し、営業、技術、製造、子会社経営における豊富な業務経験と当社の経営全般、グローバルな事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有しており、取締役候補者として適任と判断いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
7	伊崎数博 (昭和29年1月12日生)	昭和53年4月 九州電力株式会社入社 平成19年6月 同社海外事業部長 平成21年6月 同社火力部長 平成23年6月 同社執行役員火力発電本部副本部長 兼火力部長 平成24年1月 同社上席執行役員火力発電本部長兼 部長 平成24年6月 同社取締役上席執行役員火力発電本 部長 平成24年7月 同社取締役上席執行役員発電本部副 本部長 平成25年6月 同社取締役常務執行役員発電本部長 平成27年6月 同社代表取締役副社長(現任) 平成27年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 九州電力株式会社代表取締役副社長	— 株
	【選任理由】 同氏は、現在、九州電力株式会社の要職を担われており、豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営全般に適宜、適切にご意見と助言をいただけることを期待し、社外取締役候補者といたしました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 伊崎数博氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏は当社が定めた「独立社外役員選任基準」(64頁参照)を満たしております。
なお、当社は同氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 当社は、伊崎数博氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する責任限定契約を締結しております。また、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。責任限定契約の内容については事業報告21頁の③責任限定契約の内容の概要に記載のとおりであります。
4. 伊崎数博氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案を本定時株主総会に提出することにつきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

監査等委員の候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株式の数
1	<p>新任</p> <p>た なか かず あき 田 中 和 昭 (昭和28年8月15日生)</p>	<p>昭和49年4月 当社入社</p> <p>平成21年4月 当社基山工場電材部品部長</p> <p>平成24年4月 当社内部監査担当部長</p> <p>平成24年6月 当社常勤監査役（現任）</p>	33,000株
	<p>【選任理由】</p> <p>同氏は、平成24年に当社の常勤監査役に就任し、監査役としての役割・職責を十分に果たしており、これまでの監査業務の経験と監査全般に関する知見を有することから、監査等委員候補者といたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
2	<p>新任</p> <p>こ しま つね まさ 小 島 庸 匡 (昭和19年3月1日生)</p>	<p>昭和44年1月 監査法人中央会計事務所入所 昭和46年3月 公認会計士登録 昭和58年7月 同監査法人代表社員 平成9年7月 同監査法人福岡事務所長 平成13年6月 日本公認会計士協会北部九州会会長 平成16年7月 日本公認会計士協会本部副会長 平成19年8月 小島公認会計士事務所代表(現任) 平成20年6月 当社監査役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 小島公認会計士事務所代表</p>	— 株
<p>【選任理由】 同氏は、公認会計士として会計監査業務の経験が豊富であり、また株式会社大分銀行の社外監査役を務められるなど、専門的な見地から当社の経理財務面についての的確な監査意見をいただけることを期待し、監査等委員候補者といたしました。 なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
3	<p>新任</p> <p>さいとう よしろう 齊藤 芳朗 (昭和33年12月5日生)</p>	<p>昭和62年3月 司法研修所(第39期)終了</p> <p>昭和62年4月 福岡県弁護士会入会弁護士登録 和智・徳永・松崎法律事務所勤務</p> <p>昭和63年8月 徳永・松崎法律事務所勤務</p> <p>平成5年4月 徳永・松崎法律事務所パートナー弁護士</p> <p>平成17年1月 徳永・松崎・齊藤法律事務所代表弁護士(現任)</p> <p>平成21年6月 当社監査役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 徳永・松崎・齊藤法律事務所代表弁護士</p>	一 株
<p>【選任理由】</p> <p>同氏は、弁護士として企業法務をはじめ法務全般に関する業務経験が豊富であり、また平成28年4月1日より日本弁護士連合会副会長を務められるなど、法令への高度な能力・見識に基づき客観的な立場から監査を行っていただけることを期待し、監査等委員候補者といたしました。</p> <p>なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 小島庸匡氏及び齊藤芳朗氏は、社外監査等委員候補者であります。また、両氏は当社が定めた「独立社外役員選任基準」(64頁参照)を満たしております。
- なお、当社は両氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 当社は、小島庸匡氏及び齊藤芳朗氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する責任限定契約を締結しております。また、両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。責任限定契約の内容については事業報告21頁の③責任限定契約の内容の概要に記載のとおりであります。
4. 小島庸匡氏は、現在、当社社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって8年であります。
5. 齊藤芳朗氏は、現在、当社社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって7年であります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案を本定時株主総会に提出することにつきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

補欠の監査等委員の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
ひさどめかずお 久留和夫 (昭和25年3月6日生)	昭和52年10月 等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）福岡事務所入所 昭和56年8月 公認会計士登録 平成3年5月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）社員 平成10年5月 同法人 代表社員 平成26年6月 同法人 退職 平成26年7月 久留公認会計士事務所代表（現任） (重要な兼職の状況) 久留公認会計士事務所代表	— 株
【選任理由】 同氏は、公認会計士として会計監査業務の経験が豊富であり、また地方独立行政法人福岡市立病院機構の監事を務められるなど、専門的な見地から当社の経理財務面についての的確な監査意見をいただけることを期待し、監査等委員補欠候補者といたしました。 なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。		

- (注) 1. 久留和夫氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 久留和夫氏は、社外監査等委員候補者であります。また、同氏は当社が定めた「独立社外役員選任基準」(64頁参照)を満たしております。
なお、当社は同氏が監査等委員に就任された場合、東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
3. 当社は、久留和夫氏が監査等委員に就任された場合、会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する責任限定契約を締結する予定であります。責任限定契約の内容については事業報告21頁の③責任限定契約の内容の概要に記載のとおりであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成19年6月28日開催の第96期定時株主総会において年額1億5,400万円以内（うち社外取締役分は年額1,000万円以内）とご承認いただき今日に至っておりますが、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額1億5,400万円以内（うち社外取締役分は年額1,000万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。

また、第96期定時株主総会において上記報酬額とは別枠で、取締役（社外取締役を除く。）に対し、報酬として、ストックオプションを付与するための報酬額を年額3,000万円以内と承認いただき今日に至っておりますが、改めて取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対し、ストックオプションを付与するための報酬額を年額3,000万円以内に定めることとさせていただきたいと存じます。新株予約権に関する報酬額は、一般的なオプション価格算定モデルであるブラック・ショールズ・モデルを用いて算出される各新株予約権の公正価値に取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に割り当てる新株予約権の個数を乗じて算出いたします。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務等の報酬・給与は含まないものといたします。

現在の取締役は7名（うち社外取締役は1名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち社外取締役は1名）となります。

本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

1. 新株予約権を取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬として付与することを相当とする理由

株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクも株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的とする。

2. 新株予約権の内容

- (1) 発行する新株予約権の総数

新株予約権の総数160個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の数の上限とする。

- (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下、「付与株式数」といいます。）は1,000株とする。
また、当社が合併、募集株式の発行、会社分割、株式分割又は株式併合等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
- (3) 新株予約権の払込金額
新株予約権の額は、割当日における条件をもとに、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定される額とする。なお、新株予約権の割り当てを受けた取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）は、当該払込金額に代えて、当社に対する新株予約権に関する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込を要しない。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の割当日の翌日から20年以内で、取締役会で定める期間とする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
新株予約権者は、原則として、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使することができるものとし、その他の新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項等を決定する取締役会において定めるものとする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
①新株予約権の行使により当社の普通株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 新株予約権に関するその他の事項
新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員の職務と責任も考慮して年額4,800万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

(ご参考) 社外役員の独立性についての当社の考え方

当社は、社外役員の独立性を確保するため、「独立社外役員選任基準」を次のとおり定めております。

独立社外役員選任基準

当社は、社外役員又はその候補者が、以下のいずれにも該当しない場合、独立性を有している者と判断する。

- (1) 当社及び子会社の業務執行者である者、又は過去10年内に業務執行者であった者
- (2) 当社又は子会社の主要な取引先で、現在又は直近3事業年度のいずれかにおいて年間連結総売上高の2%以上の支払いを受けた、又は行った者の業務執行者である者
- (3) 現在又は直近3年間において当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関等の業務執行者である者
- (4) 当社又は子会社から過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超える寄付又は助成を受けている団体等に所属する者
- (5) 法律、会計若しくは税務の専門家又はコンサルタントであって、当社又は子会社から役員報酬以外で、過去3年間の平均で年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ている者
- (6) 当社の議決権の10%以上の株式を保有する株主たる法人等の業務執行者である者
- (7) (1) から (6) までに掲げる者の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族

以上

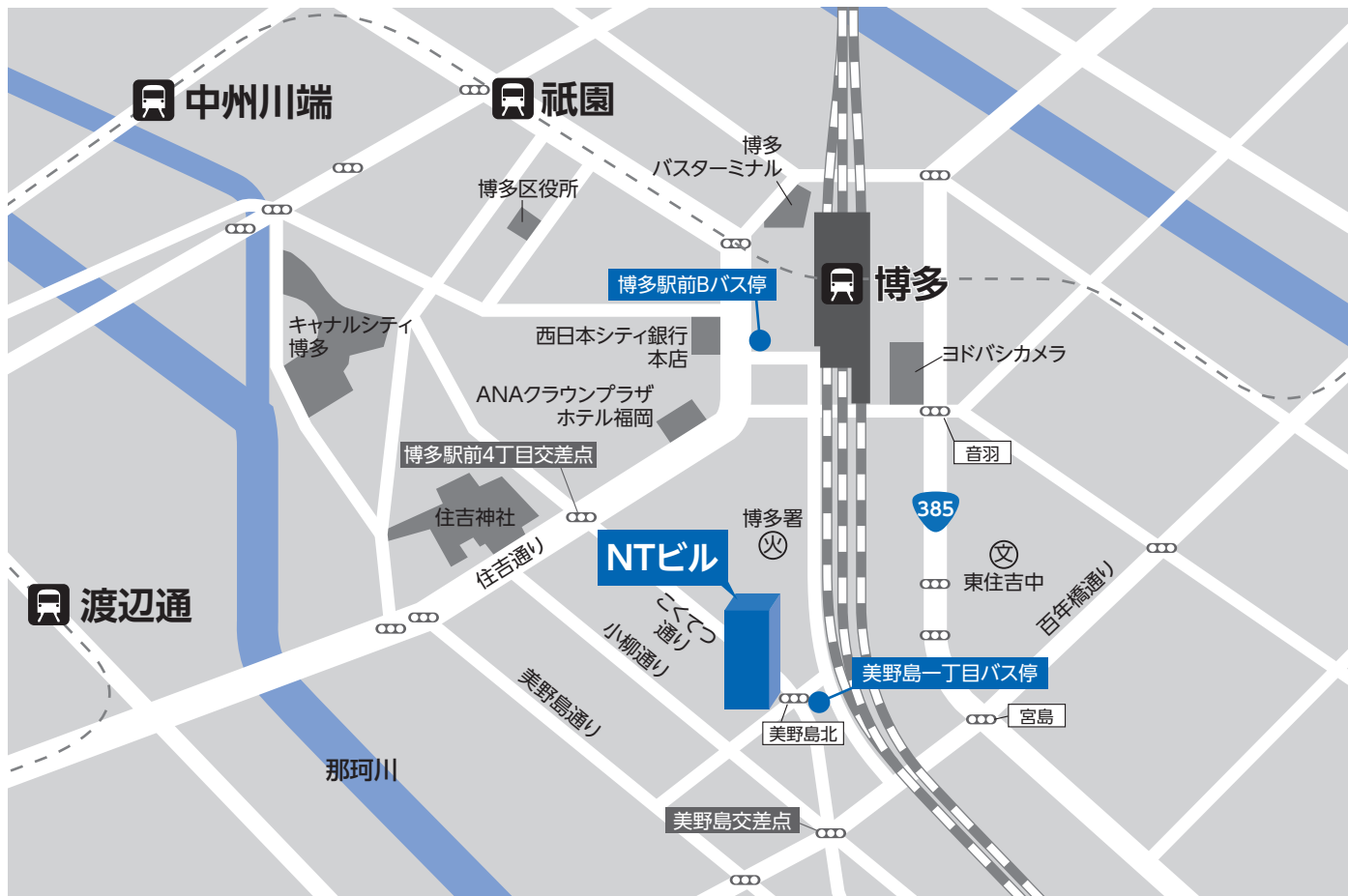
〈メモ欄〉

日本タングステン株式会社 株主総会会場ご案内図

会場 福岡市博多区美野島一丁目2番8号 NTビル 10階 大会議室 TEL (092) 415-5500

西鉄バスのご案内 博多駅博多口 博多駅前B(竹下・パナソニック方面)バス停より
④7 那珂川営業所 行き もしくは ④8 福翔・野多目行き乗車後、美野島一丁目バス停下車

※駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。



この印刷物は自然環境保護のために再生紙を使用しています。また、植物油インキを使用しております。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。